

長野県多文化共生推進指針 策定委員会報告書

(案)

平成 27 年（2015 年）1 月

長野県多文化共生推進指針策定委員会

目次

第1章 指針策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 指針の位置づけ

第2章 策定の背景

- 1 外国籍県民等を取り巻く環境
- 2 これまでの取組
- 3 現状と課題の整理

第3章 多文化共生社会の実現に向けて

- 1 基本目標
- 2 施策目標
- 3 施策目標を達成するための柱
- 4 施策体系
- 5 推進体制と役割分担

参考資料

- 1 長野県多文化共生推進指針策定委員会
 - (1) 長野県多文化共生推進指針策定委員会設置要綱
 - (2) 長野県多文化共生推進指針策定委員会検討経緯
- 2 長野県内に在住する外国人の推移
- 3 各種アンケート
 - (1) 外国籍県民意識調査
 - (2) 外国籍県民意見交換会の状況
 - (3) 多文化共生に係る県民アンケート
 - (4) 日本語学習支援における地域の連携状況等に関するアンケート結果
- 4 行政機関の窓口

【第 1 章 指針策定に当たって】

1 策定の趣旨

長野県では、1990 年の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）の改正により増加した外国籍県民等へのコミュニケーションや生活を支援するため、2001 年度から多文化共生くらしのサポーターを設置し、地域共生コミュニケーター制度やサンタプロジェクト（外国籍児童生徒就学支援事業）の推進に取り組んできました。

また、2008 年度には、外国籍県民等を地域社会の構成員として共に生きていくためのシステムづくりを検討するため、長野県多文化共生研究会において、「多文化共生研究会報告書」を取りまとめました。

その中では、生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりについて、取組の方向性が示されました。

今般、報告書のとりまとめから 5 年が経過し、外国籍県民等を取り巻く環境の変化に対応するとともに、2013 年 3 月に策定した「しあわせ信州創造プラン」を推進するために、2006 年に総務省から通知のあった地域における多文化共生推進プラン（総行国第 79 号総務省自治行政局国際課長通知）の規定に基づくプランとして、長野県内のこれからの多文化共生の具体的な道標となる多文化共生推進指針を策定することとしました。

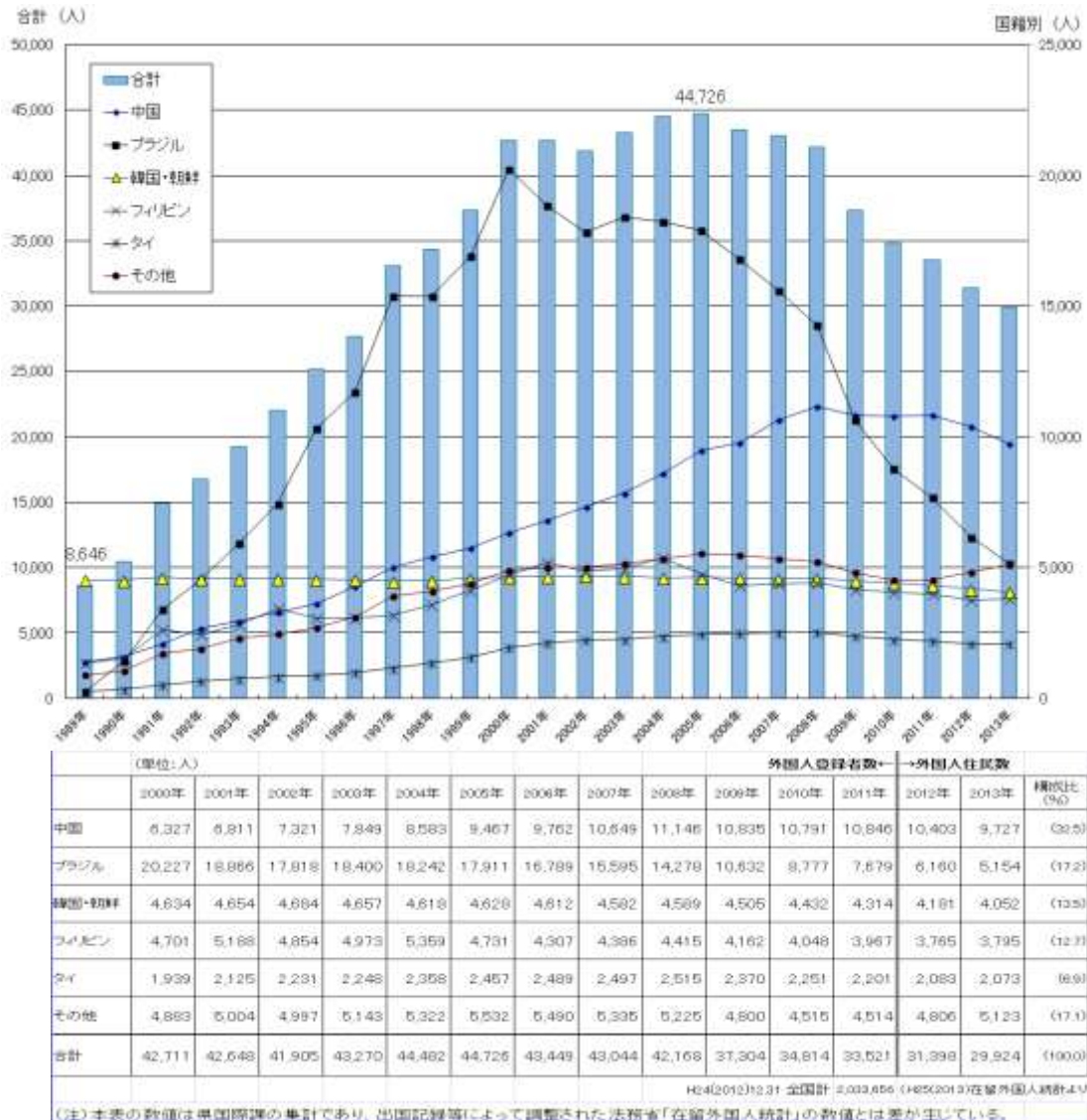
2 位置づけ

しあわせ信州創造プランにある「未来の信州」を実現させるための指針とし、経済社会の変化に対応するため 2019 年度に見直しを行う。

【第2章 指針の背景】

1 外国籍県民等を取り巻く環境

(1) 長野県の外国人住民数の推移



1990年の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人が急増するなど、外国籍県民等が増加しました。

県内景気の減退により、ここ数年は減少が続き、2013年12月末の県内の外国人住民数は29,924人となっています。中でもブラジル国籍者の減少は、大幅なものとなりました。

一方、在留資格の「永住者（一般永住者）」が全体の約4割を占めるなど、外国籍県民の定住化が進んでいることも近年の特徴と言えます。

(2) 長野県経済の状況

長野県の経済情勢は、バブル崩壊後、1990年代は個人消費や設備投資の低迷により、減退しました。

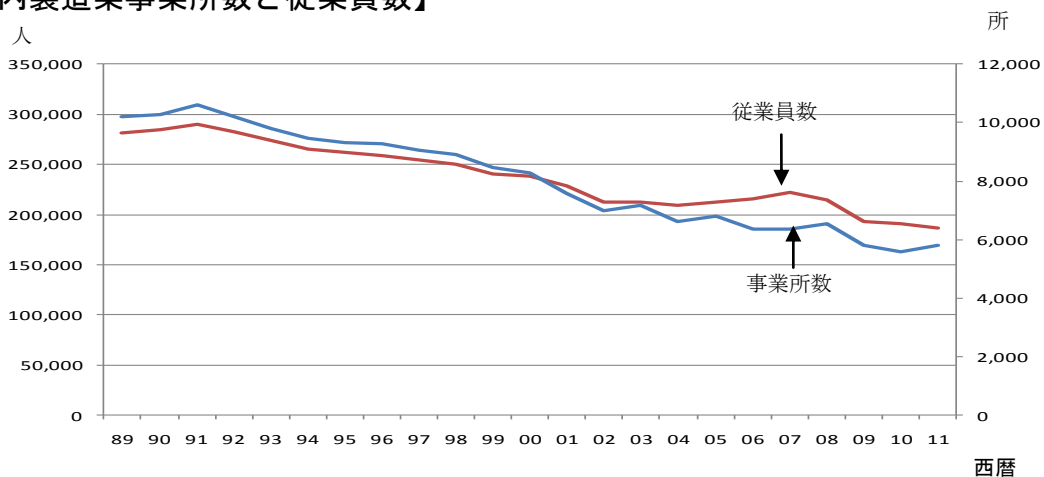
一部に長野オリンピックによる効果もありましたが、2000年代初めは、一進一退を繰り返し、低迷が続きました。

その後は、BRICs（ブリックス）などの新たな市場の発展に伴い、徐々に回復しましたが、2008年のリーマンブラザーズの経営破綻により、再び、大きく減退しました。

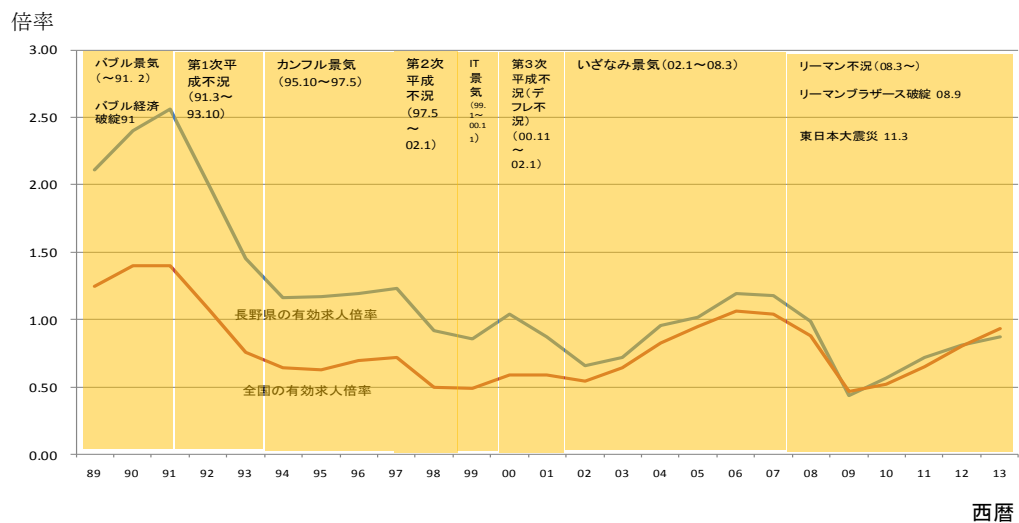
県内製造業事業所及び従業員数は、1991年をピークに減少し、2000年代後半に持ち直しの動きもありましたが、減少しています。

また、県の有効求人倍率は、全国の有効求人倍率より高水準で、景気動向に合わせて形で推移していましたが、2009年以降、全国平均と同様1倍を下回る厳しい状況が続いています。

【県内製造業事業所数と従業員数】



【有効求人倍率の推移】

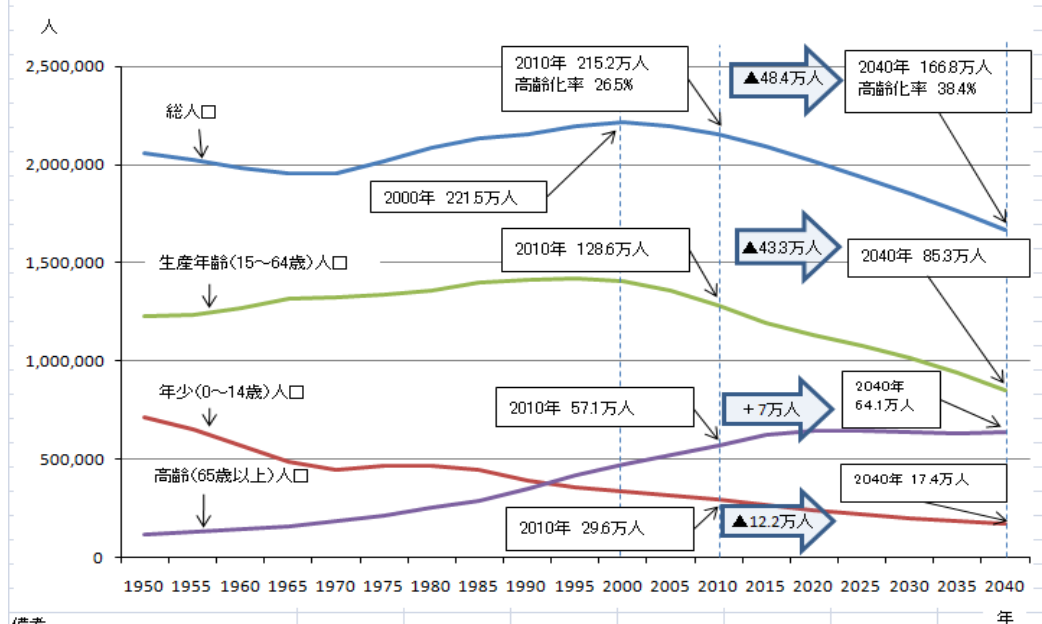


(3) 長野県の人口推移

長野県の人口は、2010年から30年間で約50万人（▲25%）の人口が減少すると推計されています。日本創生会議が2040年までに全国の自治体の半数が持続可能性を失うことを予想したことを受けて、全国知事会議では少子化非常事態宣言（2014年7月）を出したところですが、長野県内の市町村にはそうした自治体が多数含まれております。

長野県 将来推計人口								(単位:人)
男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
総数	2,152,449	2,090,658	2,018,822	1,937,623	1,851,124	1,760,905	1,668,415	
年少人口(0~14歳)	295,802	270,405	242,286	217,705	196,359	183,320	174,499	
生産年齢人口(15~64歳)	1,285,787	1,194,900	1,131,042	1,076,998	1,017,763	943,775	852,964	
高齢人口(65歳以上)	570,860	625,353	645,494	642,920	637,002	633,810	640,952	
高齢人口(75歳以上)	305,256	327,310	353,270	391,701	401,360	391,866	381,893	
男	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
総数	1,046,178	1,015,924	980,426	940,062	896,820	851,722	806,067	
年少人口(0~14歳)	151,951	138,638	124,162	111,651	100,702	94,019	89,494	
生産年齢人口(15~64歳)	650,220	605,385	573,980	547,498	518,260	481,335	435,611	
高齢人口(65歳以上)	244,007	271,901	282,284	280,913	277,858	276,368	280,962	
高齢人口(75歳以上)	117,520	128,130	141,367	160,290	164,657	159,595	154,990	
女	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
総数	1,106,271	1,074,734	1,038,396	997,561	954,304	909,183	862,348	
年少人口(0~14歳)	143,851	131,767	118,124	106,054	95,657	89,301	85,005	
生産年齢人口(15~64歳)	635,567	589,515	557,062	529,500	499,503	462,440	417,353	
高齢人口(65歳以上)	326,853	353,452	363,210	362,007	359,144	357,442	359,990	
高齢人口(75歳以上)	187,736	199,180	211,903	231,411	236,703	232,271	226,903	
割合	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
年齢別割合(0~14歳:%)	13.7	12.9	12.0	11.2	10.6	10.4	10.5	
年齢別割合(15~64歳:%)	59.7	57.2	56.0	55.6	55.0	53.6	51.1	
年齢別割合(65歳以上:%)	26.5	29.9	32.0	33.2	34.4	36.0	38.4	
年齢別割合(75歳以上:%)	14.2	15.7	17.5	20.2	21.7	22.3	22.9	

長野県の人口の推移と推計(年齢3区分別)



備考

1 1950年~2010年までの実績値は国勢調査結果をもとに作成

2 2015年~2040年までの推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3)」をもとに作成

2 これまでの取組

(1) 長野県の取組

長野県では、「多文化共生研究会報告書」を受け、

①外国籍児童生徒への就学援助や災害時の外国籍県民への支援体制づくりなどの生活支援、②生活一般の相談に多言語で対応する多文化共生くらしのサポーターや法律相談会の実施などの相談・コミュニケーション支援、③県内各地で外国籍県民と行政とのパイプ役として活躍する「地域共生コミュニケーター」や外国籍県民のコミュニティのリーダーとしての役割を担うキーパーソンのネットワーク会議開催などの共生の地域づくりに取り組んできました。

これにより、外国籍県民の自立と社会参加に一定の前進が見られ、しあわせ信州創造プランで目標としている「行政と連携して地域で助け合い活動等を行う外国籍県民の団体数」も着実に増加する見込みです。

県国際課の多文化共生施策の経緯

区分	事業名	平成21年 2009	平成22年 2010	平成23年 2011	平成24年 2012	平成25年 2013	平成25年度事業内容
共生の地域づくり	外国籍県民ネットワーク連携支援				→		外国籍県民の「キーパーソン・ネットワークリリース」 ・外国籍県民が主体となったモデルとなる ・具体的活動の立ち上げを促進するための取り組み等
	多文化共生地域啓発事業		→				(多文化共生に係るパネルの展示やリーフレット、県民及び外国籍県民の異文化理解のための意識啓発)
	地域共生コミュニケーター活動	→					外国籍県民と行政とのパイプ役となるなど、のために活動するボランティアを「地域共生コミュニケーター」として募集・育成 ・「地域共生コミュニケーター」として、市町村、関係団体等と連携して活動(4地区)
相談・コミュニケーション支援	多文化共生くらしサポーター設置				→		県の行政サービス、子どもの就学、生活一般等に悩む外国人県民に多言語で対応する ・ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、英語、スペイン語、インドネシア語、韓国語 ・母国語相談員4名を(公財)長野県国際課に配置
	法律相談会開催				→		通訳付きで弁護士と行政書士による法律・行政相談 ・県下2地区で開催
	通訳派遣事業				→		県内在住で通訳ができる者を登録し、県機関等に派遣する。
	母国語情報提供事業				→		県の支援事業をはじめ外国籍県民の生活に役立つ情報を提供する ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タイ語の7言語 ・12,000部/回×3回発行 約700箇所
	生活ガイドブック(ニューカムカード)提供事業				→		長野県で新たな生活を始める外国籍県民の生活に役立つ情報をまとめたガイドブックを、県ホームページで公開 ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、インドネシア語の9言語
	市町村等相談づくり支援事業			→			母国語相談員等(18市町村/約50人)の研修 ・県下1会場で開催 ・相談事例の多い制度(年金、在留資格等)の解説 ・ケーススタディ(知識や経験(相談事例))
	多文化共生支援施設		→				(県庁のほか、日系ブラジル人が集住して生活支援員を配置し、行政サービスの通訳等を行う)
生活支援	外国籍児童生徒就学プロジェクト				→		県民、企業等からの寄付を財源に経済的に困難な児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」の継続的・安定的な実施を図る。
	災害時の外国籍県民への支援体制づくり				→		災害時の県・市町村等関係機関による連携体制の構築 ・県と市町村職員によるワークショップ(年1回) ・関係機関による訓練、ボランティア研修
推進体制の整備	外国籍県民関係機関内調整	→					庁内の関係各課による情報交換・意見交換等を行う。
	多文化共生推進会議開催	→					国・県・市町村や関係団体等が多文化共生の推進を図るため、意見交換等を行う。
	多文化共生推進会議と連携	→					長野県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、富山県の7県1市で構成し、情報交換や国への提言等を行う。

(2) 国の取組

出入国管理及び難民認定法の改正等により急増した定住外国人に対応するため、総務省は、都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長あてに、2006年に「地域における多文化共生推進プラン」の策定について通知し、地方自治体における多文化共生の取組を促進しました。

また、同年には、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人」に関する総合的な対応策を取りまとめ、外国人を社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるよう環境整備が必要であるという問題意識の下、子どもの教育、労働環境の改善、社会保険等の加入促進等の施策を展開しました。

そうした中、2009年には内閣府に、定住外国人施策の推進に必要となる企画、立案及び総合調整に関する事務を行う定住外国人施策推進室が設置されました。

この定住外国人施策推進室は、2010年に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、2011年に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定し、その中では、日本語が不自由な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするため、日本語習得のための体制整備や生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供等の施策を各府省庁で展開することとされました。

2014年3月には、この行動計画の見直しが行われ、基本方針も合わせて一本化した「日系定住外国人施策の推進について」を策定しました。

一方、2012年には、新在留管理・住民基本台帳制度を開始したほか、2014年には、経済財政諮問会議・産業競争力会議において、外国人材の活用等について議論がなされ、同年6月に策定された骨太の方針には、50年後の人口規模1億人を維持するとともに、成長戦略において、技能実習制度の実習期間の延長等、外国人材の活用が盛り込まれました。

(3) 自治体の取組

1970年代に、一部の地方自治体が在日コリアンを対象とする人権施策に取り組みはじめ、その後、1990年代には、南米出身の外国人の増加、定住化の進行に伴い、文化や習慣の違いから生ずる諸課題が発生するようになり、南米出身の外国人の多い地方自治体では、ニューカマーを対象とする地域の国際化施策を展開するようになりました。

そうした中、2001年に浜松市の呼びかけにより、外国人集住都市会議が設立され、構成都市間で外国人市民に関わる施策について情報交換が行われ、地域の諸課題の解決に向けた取組が展開されると同時に、国の体制整備を求める政

策提言も活発に行われています。

2014 ながはま宣言においては、外国人住民の持つ多様性を活かしたまちづくりという観点を今後の主要テーマとすることとされました。

長野県の市町村では、飯田市が 2001 年の設立当初から、上田市が 2005 年から参加しております。

また、2004 年には、群馬県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市の 5 県 1 市で構成する多文化共生推進協議会も設置され、県レベルでの多文化共生に関する情報交換や国への提言を行っています。

長野県も 2007 年から加入し、2008 年度からは滋賀県が加入し、現在は 7 県 1 市で構成されています。

また、宮城県と静岡県では多文化共生の推進に係る条例が制定されたほか、地域における多文化共生推進プラン（2006 年総務省通知）を受けて、外国人の多い自治体では、多文化共生推進プランが策定され、多文化共生の推進に係る取組が推進されています。

県内では、4 市（2007 年飯田市、上田市、2010 年駒ヶ根市、2011 年松本市）が多文化共生推進に関する指針やプランを策定し、地域における多文化共生の推進に取り組んでいます。

こうした取組は、当初は、外国人を対象とする支援施策が主体でしたが、少子高齢化やグローバル化が進む中、外国人の定住化に着目して、外国人の存在を積極的にとらえ、外国人の地域参加を促し、多様性を活用することにより、新たな地域の創造を目指す取組が増えつつあります。

3 現状と課題の整理

県政モニターアンケート（H25.8実施）、外国籍県民意識調査（H25.9～H26.2実施）及び外国籍県民意見交換会等の特徴的な内容をもとに、外国人住民に関わる現状と課題を整理します。

【意識】

○県政モニターアンケートでは、日本人で外国籍県民と何らかの関わりがあるとした者は約 30%でしたが、外国人と暮らす社会について、「望ましい」は約 70%でした。

○一方、外国籍県民からは、中国や東南アジア出身者に対し、日本人は偏見があるという声がありました。

【教育】

○日本で暮らしていく上で必要な情報として教育については、子育て世代で関心が高くなっています。

○長野県内の外国籍児童生徒数は、1,887人（H25.5現在）在籍し、長野県内に散在している状況です。一方、ブラジル人学校は県内に2校あり児童生徒数は36人（H26.9現在）です。

【地域社会】

○地域活動への参加は比較的積極的な傾向がみられますが、滞日期間が長い者でも全く参加していないなど、ばらつきがみられます。

○地域社会と交流が不十分で、同国出身者だけで生活している地域もあります。

○外国籍県民の互助・交流等の活動の拠点づくりが求められています。

【日本語能力】

○学習言語能力不足により、子どもの進学が難しい状況があります。

○外国籍県民意識調査では、日本語能力は読み書きができない者は約 70%で、前回調査に引き続き、日常会話程度の者が多くなっています。

○また、日本語を学んでいる者は約 50%ですが、日本語教室に関する情報提供を望む声もあります。

【労働】

○外国籍県民意識調査では、採用の形態は、派遣社員及びパートタイム・アルバイト

トが約 40%で正規社員は 20%弱と前回調査と同程度です。
○技能実習制度など労働現場の実態把握が望まれています。

【医療・社会保障】

○外国籍県民意識調査では、年金の未加入者は約 40%、健康保険の未加入者は約 15%で、前回調査に比べるといずれも 10 ポイント以上減少しました。
○また、生活する上で最も必要な情報は医療・保健ですが、年金や健康保険制度については分かりやすい説明が求められています。
○また、県内各地域で医療通訳体制等の充実を望む声があります。

【防災】

○外国籍県民意識調査では、「災害（地震、洪水等）について、どのようなことが不安か。」については、家族との連絡方法、理解できる言語で情報提供されるかなどが挙げられています。
○また、若い方や滞日日数が少ない方は「災害がどんなものかわからない」割合が高くなっています。

【行政への要望】

○外国籍県民意識調査で、行政に対して望むこととして、日本での生活に必要なルールの周知を望む声が 18.4%と最も高く、相談体制や多言語化の充実が 14.2%あります。
○県政モニターアンケートにおいても、行政が力を入れるべき施策として、生活に必要なルールや習慣を周知することが最も望まれています。
○地域によって生活支援策等の取組に違いがあります。

《取り組むべき課題》

○外国籍県民の人権を守るとともに、外国人の存在がもたらす多様性を活用することにより、新たな地域の創造を推進していく必要があります。
○次世代を担う子どもたちが、文化や価値観の違いを理解し、多面的な物の見方や考え方をする素地を育み、外国籍県民が自らの活動を通じて、地域社会へ積極的に参加できるような環境づくりに取り組む必要があります。
○外国籍県民が、日本で生活していくために必要なコミュニケーションや生活支援を継続して行う必要があります。

【第3章 多文化共生社会の実現に向けて】

1 基本目標

多文化共生社会を実現するための基本目標

「国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活用した豊かな地域を創造します。」

2 施策目標

【多様性を活かした地域の創造】

外国籍県民が活躍できる社会を目指し、多様性を受け入れ、社会のあり方を見つめなおしていくことは、女性や高齢者も含め、誰もが活躍できる社会の実現につながります。

【誰もが参加できる地域の創造】

多文化共生を担う次世代の育成を推進するとともに、外国籍県民が主体となった活動を推進することは、外国籍県民の自立を促進し、誰もが参加できる地域づくりにつながります。

【誰もが自立して暮らせる地域の創造】

これまで実施してきた意識調査や意見交換会において、現在の課題として最も多く挙げられていることは、コミュニケーション能力です。

コミュニケーション能力を身につけることは、自立して生活していくための第一歩です。

3 施策目標を達成するための施策の柱

(1) 多様性を活かした地域の創造

○多文化共生の意識づくり（重点）

外国籍県民の意識調査において日本人から偏見を持たれているとした外国人が多いことから、国籍などによって差別しないことや違いを受け入れる意識づくりが必要です。

人権月間に合わせて、多文化共生推進月間を設け、外国人の人権啓発活動を展開したり、公民館活動を活用して生涯学習においても多文化共生の意識づくりを推進します。

○多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進

多様性を受け入れ、少数者に配慮し、これまでの活動を見直すことによる創意工夫が、事業活動や地域活動に活力を与え、ひいては、地域の活力につながります。

行政をはじめ、事業者や市民活動にそうした創意工夫を求め、また、グローバル人材を積極的に活用した産業の振興を推進し、活躍している外国籍県民の活動を支援します。

○地域間連携の推進

国内対地域では、多文化共生の推進に関する様々な取組が行われています。

効果的に施策を展開し、新たな課題に的確に対応するため、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会を構成する自治体等と連携し、多文化共生の推進に関する施策等について情報を交換し、今後の施策の展開を図ります。

(2) 誰もが参加できる地域の創造

○次世代の育成（重点）

グローバル化が進展する中、長野県の将来を担う子どもたちの育成は重要です。日本語能力や学習言語能力が十分でない子どもたちへの学習支援を進めるとともに、次世代の子どもたちの多文化共生力を高め、多文化共生社会を担える人材を育成します。

○外国籍県民の自助共助活動の推進

外国籍県民の助け合い活動は、日本の生活に必要な知識やルールの習得に必要です。

外国籍県民のキーパーソンを育成し、外国籍県民が互いに助け合い活動を通じて、自信を持って地域社会に参加することを推進します。

また、そのネットワークと協力して、緊急情報の提供を行います。

○交流機会の創出

県政モニターアンケートによれば、日常生活において外国人とのかかわりがある人ほど、外国人との交流や外国人の地域社会への積極的な参画を促す施策を期待し、日本人に対する多文化共生に関する意識啓発や国際理解の促進に関する施策を望んでいます。

「知ること」は、相互理解の第一歩であり、外国籍県民と日本人との交流の機会を国際交流員等によるイベントの開催等を通じて創出します。

○行政、NPO 等の協働の推進

外国籍県民が積極的に地域づくりに参画することを推進するためには、地域全体で連携する必要があります。

行政、教育委員会、教育機関、事業者、国際交流協会等の団体等は、外国籍県民と連携し、外国籍県民の居場所と出番を創出するとともに、相互に連携を密にして、効果的な施策の展開を図ります。

(3) 誰もが自立して暮らせる地域の創造

○日本語学習の支援（重点）

外国籍県民で読み書きができる者は少ない状況ですが、日本で暮らしていくためには一定の日本語能力が必要です。

日本語を学びたい外国籍県民に対しては、バイリンガル日本語指導者を育成し、日本語学習を積極的に支援します。

特に子どもには、教育委員会、学校等と連携を密にして、一人ひとりの能力に合った学習支援を行います。

また、大人の日本語学習支援は、様々な機関と連携して学習機会の確保を図ります。

○コミュニケーションの支援

外国籍県民の日本語能力には差があり、広く緊急情報等を伝えるためにはやさしい日本語の普及が必要です。

緊急情報等で必要なコミュニケーションとして、やさしい日本語を普及するとともに、制度や仕組みを理解するために必要な多言語化を推進します。

また、関係機関が連絡を密にして、通訳者の派遣や紹介を行います。

○生活支援

外国籍県民の定住化の進行により、生活相談内容は専門化・複雑化しています。特に、県内各地で受療時のコミュニケーションへのサポートは課題であり、外国籍県民の高齢化に伴う介護に伴う問題が懸念されつつあります。

また、就業できないことによる外国籍県民の生活保護者も増加しています。

多文化共生くらしのサポーター運営委員会や市町村の連携を強化することにより、相談窓口の複数化や相談内容の充実を図ります。

また、医療通訳については、医療機関や医師会との連携により、そのあり方について検討します。

福祉・介護分野で生じる外国籍県民固有の課題については、関係機関が連携して問題解決に取り組みます。

労働については、国の機関と連携して、就業に結び付く職業訓練の実施や日本語教育を推進します。

○防災体制の充実

人命にかかわる問題であり、外国籍県民に広く防災知識を普及する必要があります。

外国籍県民の防災リーダーの育成を通じ、防災知識の普及を図るとともに、各地域の日本語教室や事業者による啓発活動を促進します。

被災時の対応として、地域防災計画に規定している災害多言語支援センターの機能を担保するため、防災訓練及び災害多言語支援センターの設置運営訓練を定期的に行います。

4 施策体系

基本目標：「国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活用した豊かな地域を創造します。」



5 推進体制と役割分担

国、県、市町村、教育委員会、国際交流協会等の団体、事業者、教育機関は、それぞれの役割を踏まえ、連携して多文化共生の実現に努めるものとする。

(1) 国

国は、外国人の受入れ及び現在地域で暮らしている外国人との共生について、明確な方針を示すとともに、多文化共生を目指す地方自治体に必要な財政措置を行う。

(2) 県

県は、この指針をあまねく県内に周知し、各推進施策の展開を促進するとともに、広域的な課題については、市町村や国際交流協会等の団体と協働して事業の展開を図る。

(3) 市町村

市町村は、外国籍の県民に対して、国際交流協会等の団体と連携して、多文化共生の地域づくりを推進するとともに、生活支援策を実施する。

(4) 国際交流協会等の団体

ほかの団体等と連携して、多文化共生推進事業を展開するほか、県や市町村の行う推進策に協働して取り組み、外国籍県民と行政、学校等とのパイプ役を果たす。

(5) 事業者

外国籍県民に配慮したサービスや役務の提供などに取組むとともに、自治体や国際交流協会等の団体の多文化共生の推進に係る取組に協力して、多文化共生の地域づくりに貢献する。

(6) 大 学

大学は、多文化共生に関する調査研究や、行政や国際交流協会等の団体の施策立案への支援、留学生の活動支援等を通じて、学生による多文化共生の地域づくりを推進する。

また、日本語教育の推進について、自治体や国際交流協会等の団体と連携して、日本語教育のあり方を検討するとともに、指導者の育成や研修に協力する。

(7) 小中学校及び高等学校

すべての児童生徒に対して多文化共生について教育する。

また、外国籍児童生徒等で日本語能力が不足している者に対し、本人の能力に応じた学習支援を行うとともに、自治体や国際交流協会等の団体と連携して家庭への支援にも参画する。